

今後の県立美術館運営検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 新潟県立近代美術館及び新潟県立万代島美術館について、今後の運営の方向性に関し、有識者の意見を聴取するため、今後の県立美術館運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、効果的かつ効率的な運営体制並びに持続可能な運営に向けた方策等について意見交換及び助言を行う。

(構成等)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員会の委員長は、知事が指名する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 会議は非公開とする。

(事務局)

第 5 条 委員会の事務局は、観光文化スポーツ部文化課内に置き、会議の庶務を処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、令和 8 年 9 月 9 日から施行する。

別表

今後の県立美術館運営検討委員会 委員

(敬称略、五十音順)

氏名	役職等	
麻生 恵子	富山県美術館主幹・普及課長	
加藤 弘子	平塚市美術館特別館長	
宍戸 邦久	新潟大学経済科学部学部長・教授	委員長
丹治 嘉彦	新潟大学名誉教授	
山口 直也	青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科教授	